

# 福岡県公報

平成十八年七月五日  
第二千五百五十四号  
増刊 ①

規則（第六十七号）  
目次

○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

（経営金融課）……………一

規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成十八年七月五日

福岡県規則第六十七号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び施設の譲渡（以下「貸付け等」という。）」を削る。

第二条第一項第一号中「資本」を「資本金」に、「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに」を削り、

「資本」を「資本金」に、「三千万円」を「一億円」に、「次号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第三号中「資本」を「資本金」に、「中小企業事業法施行令（昭和五十五年政令第二百四十一号）を「独立行政法人中小企業基盤整備

機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）に、「第一条」を「第一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社及び個人であつて、小売業（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項に次の三号を加える。

六 企業組合  
七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、施行令第一条第一項に規定するもの

の

第二条第二項中「又は第二号」を「から第五号まで」に改め、「該当する者」の下に「（以下「中小事業者」という。）であつて、資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人」を加え、同条に次の三項を加える。  
3 この規則において「特定中小企業団体」とは、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。

4 この規則において「特定会社」とは、中小企業者以外の会社（以下「大企業」とい

う。）による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の二分の一未満である会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において大企業による出資の額の合計額が資本金の額又は出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。）をいう。

5 この規則において「公益法人」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十

四条の規定により設立された法人をいう。

第三条の見出しを「（貸付け）」に改め、同条第一号中「貸付対象者」を「貸付けの相手方」に、「中小企業者」を「者（以下「貸付けの相手方」という。）」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する者に対しては、貸付けは行わない。

イ 一の大企業若しくはその役員から五十パーセント以上の出資を受けている中小企業者又は大企業若しくはその役員から百パーセントの出資を受けている中小企業者（貸付対象施設の譲渡を受けようどし、又は受けた者を含む。）

ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業（同項第二号に掲げる料理店並びに同項第四号及び第八号に掲げる営業を除く。）及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

ハ 既往の貸付金に係る元金若しくは利息の償還猶予を受けている者又は延滞している者（別に知事が定める基準に適合する者を除く。）

第三条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「中小企業事業団に対し、当該中小企業事業団が中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）第二十一条第一項第三号」を「機構に対し、機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号。以下「法」という。）第十五条第一項第四号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号を削る。

第四条を次のように改める。

（貸付金の種類等）

第四条 前条第一号の規定による貸付金の種類、貸付割合、利率並びに償還期限及び据置期間は、別表第二のとおりとする。

第五条中「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第六条の見出し中「診断等」を「診断」に改め、同条中「又は福岡県中小企業団体中央会に委託して診査」を削り、同条ただし書を削る。

第六条の二の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「、診査又は調査」を削り、「基づき」の下に「、第五条の」を加える。

第七条中「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第八条の見出し中「貸付け等内定」を「事業認定」に改め、同条中「及び適否を決定してその旨を」を「適当と認めたものについて事業認定を行い、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第一号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする者は、前項の規定による知事の事業認定を受けなければ着工することはできない。

第九条の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に、「事業実施計画書が適當である旨」を「事業認定」に改め、「又は中小企業高度化施設譲渡申請書」を削る。

第十条の見出し中「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条中「申請書」を「貸付申請書」に、「貸付（譲渡）決定通知書」を「貸付決定通知書」に改める。

第十一條を次のように改める。

（貸付けの変更申請）

第十一條 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、第九条に規定する貸付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかにその理由及び内容を記載した変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の変更申請書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、貸付決定の内容を変更することがある。

第十一條の二を削る。

第十一條の見出し中「貸付等決定」を「貸付決定」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十条の規定による貸付決定の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）又は譲渡決定者」を「貸付決定者」に、「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条第一号中「又は譲渡対象施設」及び「又は譲渡」を削り、同条第

二号及び第三号中「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条第四号中「(以下「設置等」という。)」を削り、同条第五号中「設置等」を「貸付対象施設の設置」に改め、同条第七号を削る。

第十三条の見出し中「請求等」を「請求」に改め、同条第一項中「設置等」を「設置」に改め、同条第三項を削る。

第十四条中「又は譲渡対象施設の譲渡」を削り、「借主等」を「借主」に改める。

第十五条第一項中「借主等」を「借主」に改め、「特別の法律によつて設立された組合及びその連合会にあつては組合員でない理事を除く理事及び組合員の全員、会社にあつては役員及び社員の全員」を「知事が適当と認める者」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「又は」を「及び」に、「借主等」を「借主」に改める。

第十六条第一項中「及び譲渡対象施設の譲渡の対価の支払方法(次項において「償還方法等」という。)」を削り、同条第二項中「借主等」を「借主」に改め、「又は譲渡対象施設の譲渡の対価の支払」を削り、「償還方法を変更」を「償還を猶予し、又は償還期限を延長」に改める。

第十七条中「借主等」を「借主」に改め、「又は譲渡対象施設の譲渡の対価の支払額」を削り、同条第一号中「又は譲渡対象施設」及び「又は譲渡」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 貸付対象施設を事業の目的以外の目的に使用したとき。

第十七条第四号を次のように改める。

四 仮差押え、仮処分、滞納処分若しくは強制執行を受けたとき又は民事再生、会社整理、会社更生若しくは特別清算の当事者となつたとき若しくはそのおそれがあるとき。

第十七条第五号中「又は譲渡対象施設の譲渡」を削り、同条六号中「貸付け又は譲渡対象施設の譲渡の決定」を「貸付決定」に改め、同条七号中「設置等」を「貸付対象施設の設置」に改め、同条第八号中「又は譲渡」を削り、同条第九号中「又は譲渡対象施設」を削る。

第十八条第一項中「借主等」を「借主」に改め、「第一号」を削り、「貸付け等」を「貸付け」に改め、同条第二項中「借主等」を「借主」に改める。

第二十条第二項を削る。

第二十一条中「貸付金の貸付けを受けた者は、」を「借主は、貸付対象施設の設置を完了し、かつ、当該貸付対象施設の代金の支払を終えたときは、速やかに」に改める。

第二十二条第一項を次のように改める。

借主は、貸付対象施設の設置を終了したときは、貸付金の償還が完了するまでの間、当該貸付対象施設に、当該貸付金の未償還額以上の損害保険を付さなければならぬ。

第二十三条及び第二十四条中「借主等」を「借主」に改める。

第二十五条中「若しくは譲渡決定者又は借主等」を「又は借主」に改め、同条第六号の下に「、代表者」を加える。

六 貸付対象施設の使途の変更、賃貸、譲渡、滅失、取壊し又は撤去 貸付対象施設使途変更等承認申請書

第二十六条第四号中「若しくは名称」を「、名称若しくは代表者」に改め、「、名称」の下に「、代表者」を加える。

第二十七条中「借主等」を「借主」に改める。

別表第一(第三条関係)

項目	事業の区分	要件	貸付けの相手方	貸付対象施設
一 事業 承認グループ	経営革新計画	施行令第一条第一項第一号 イに掲げる事業のうち、経 営革新のための事業であり 、かつ、独立行政法人中小 企業基盤整備機構の業務(企 業基盤整備業務を除く。 )に係る業務運営、財務及 び会計に関する省令(平成 十六年経済産業省令第七十 四号。以下「省令」という 。)第二十六条第一項の基 準に適合するものであつて 、知事が別に定める基準に 適合するもの	一 経営革新計画 承認グループ事 業を実施する一 の代表者	一 経営革新計画 承認グループ事 業を実施する一 の代表者
二 異分野連携新 施行令第一条第一項第一号	一 異分野連携新	二 経営革新計画 承認グループ事 業を実施するす べての者の連名 によるもの 三 経営革新承認 グループ事業を 実施するそれぞ れの者	二 経営革新計画 承認グループ事 業を実施するす べての者の連名 によるもの 三 経営革新承認 グループ事業を 実施するそれぞ れの者	二 経営革新計画 承認グループ事 業(関連施設を含 む。以下同じ。) 、構築物(関連施 設を含む。以下同 じ。)又は設備で あつて、知事が別 に定める基準に適 合するもの
三 異分野連携新事業				

四 総合効率化計画認定グループ事業	三 下請振興事業 計画承認グループ事業	二 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する それぞれの者	一 物、構築物又は設備であって、知事が別に定める基準に適合するもの
施行令第二条第一項第一号 に掲げる事業のうち、省令第二十七条の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	施行令第二条第一項第一号 に掲げる事業のうち、省令第二十七条の二の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 下請振興事業 計画承認グループ事業を実施する 一の代表者 二 下請振興事業 計画承認グループ事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 下請振興事業 計画承認グループ事業を実施する それぞれの者	イ に掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であり、かつて省令第二十六条第二項の基準に適合するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの
三 総合効率化計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する それぞれの者	二 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する それぞれの者	一 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 二 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する それぞれの者	一 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 二 事業分野開拓計画認定グループ の代表者 事業を実施する すべての者の連名によるもの 三 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を実施する それぞれの者

五 業施設集約化事業	一 事業協同小組 合又は協同組合 連合会 二 協業組合 三 合併会社又は出資会社	事業を実施する それぞれの者
ホ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号イの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 二 二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第一号イの基準に適合し、かつ、同条第二項の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 二 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号イの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 二 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十二条第一項第一号イの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ホ 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十三条第一項第二号の基準に適合し、かつ、同条第四項の要件に該当する事業であつ	イ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十九条第一項第一号イの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 二 二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第一号イの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 三 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十二条第一項第一号イの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 三 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十三条第一項第二号の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの ホ 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十三条第一項第二号の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 事業協同小組 合又は協同組合 連合会 二 協業組合 三 合併会社又は出資会社

				六 連鎖化事業	
八 経営改革事業	七 共同施設事業				て、知事が別に定める基準に適合するもの
イ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ロの基準に適合するもの	口 二号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第一号の基準に適合し、かつ、同条第二項第一号ロの要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 特定中小企業	一 事業協同組合又は協業組合	一 又は協同組合運営会社	イ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ロの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
イ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハ又は第二十九条第一項第一号ハの要件に該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの	二 特定中小企業	二 出資会社	二 建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	二 建物、構築物又は設備である共同施設であり、かつ、土地、建物、構築物又は設備であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	二 建物、構築物又は設備である本部施設で供する本部施設で供するもの

一〇 企業合同事業	九 設備リース事業				
イ 二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハの基準に適合し、かつ、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他の参加者の抜本的体質改善を図る事業(特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続するする事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの)	イ 二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第二号から第六号までのいずれかの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	特定中小企業団体	特定中小企業団体	特定中小企業団体	特定中小企業団体
イ 二号ハに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第二号から第六号までのいずれかの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	二 合併会社又は出資会社	三 企業合同事業	三 設備リース事業	三 設備リース事業	三 設備リース事業

	一二 事業 集積区域整備	一 集団化事業	別に定める基準に適合するもの
			□ 施行令第二条第一項第一号ニに掲げる事業のうち、省令第三十一条第一項第四号から第八号までにいずれかの基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
			ハ 施行令第二条第一項第二号ホに掲げる事業のうち、省令第三十二条の基準に適合し、かつ、省令第三十三条の要件に該当する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの
者 者 者 者	一 事業協同組合 又は協同組合連 合会 二 商店街振興組 合又は商店街振 興組合連合会 三 一及び二に掲 げる組合又は連 合会の組合員等 である中小企業	一 事業協同組合 又は協同組合連 合会 二 事業協同組合 若しくは協同組 合連合会の組合 員等である特定 中小事業者、企 業組合又は協業 組合 合するもの	施行令第二条第一項第三号に掲げる事業のうち、に基づく省令第三十四条第一項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 施行令第二条第一項第三号に掲げる事業のうち、省令第三十五条第一項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 施行令第二条第一項第四号に掲げる事業のうち、に基づく省令第三十五条第一項の基準に適合する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの 施行令第二条第一項第四号に掲げる事業のうち、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備で、あつて、知事が別に定める基準に適合するもの 施行令第二条第一項第四号に掲げる事業のうち、工場、事業場、店舗その他の施設を整備するために必要な土地、建物、構築物又は設備で、あつて、知事が別に定める基準に適合するもの

一五 地域産業創造 化事業 基盤整備活性化事業	一四 商店街整備等 支援事業	一三 地域産業創造 基盤整備事業
法第十五条第一項第十五号に掲げる業務のうち、同項第三号ハに掲げる業務に係るものとして、過去に本表一三の項に掲げる事業を行つた特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であつて、	施行令第二条第一項第二号に掲げる事業のうち、省令第三十七条第一号イに掲げる中小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第六項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画又は同号ハに掲げる認定中小売商業高度化事業計画に基づいて実施する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等 四 市町村 下「商工会等」という。）
四 市町村	一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等 四 市町村	一 特定会社 二 公益法人 三 商工会等 四 市町村
地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。）であつて、知事が別に定める基準に適合するもの

一 者貸付		項		別表第一（第四条関係）		一六 商店街整備等活性化支援事業	
小規模事業		貸付金の種類					
別表第一の一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人以下（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が五人以下）の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が専有する施設に係る貸付け	十以内	貸付割合	利率（年利）	償還期限（据置期間を含む。）内は据置期間である。）	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）
別表第一の一の項若しくは三の項から一二の項までに掲げる事業のうち、本表の一の項から三の項までに掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の八〇%以内（別表第一の二の項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の九〇%以内）の百分の九	十以内	整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の百分の九	○・九五パー	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）

四 普通貸付		三 施設再整備		二 広域貸付	
別表第一の一の項若しくは三の項から一二の項までに掲げる事業のうち、本表の一の項から三の項までに掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の八〇%以内（別表第一の二の項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の九〇%以内）の百分の九	十以内	別表第一の一の項若しくは三の項から一二の項までに掲げる事業のうち、本表の一の項から三の項までに掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の八〇%以内（別表第一の二の項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の九〇%以内）の百分の九	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）
別表第一の一の項若しくは三の項から一二の項までに掲げる事業のうち、本表の一の項から三の項までに掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の八〇%以内（別表第一の二の項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の九〇%以内）の百分の九	十以内	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）
別表第一の一の項若しくは三の項から一二の項までに掲げる事業のうち、本表の一の項から三の項までに掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の八〇%以内（別表第一の二の項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の九〇%以内）の百分の九	十以内	二十一年以内（セント以内）	二十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）	三十一年以内（セント以内）

六 緊急健康被 害等防止貸 付	五 災害復旧貸 付	に係る貸付け（無理子貸 付については、別表第一 の一の項から一二の項に 掲げる事業のうち、本表 の一の項から三の項まで に掲げる貸付け以外のも の又は別表第一の一三の 項若しくは一四の項に係 る貸付け）
別表第一に掲げる事業の うち災害を受けた事業用 施設の復旧を図るもので あつて、知事が別に定め る基準に適合するもの	別表第一に掲げる事業の うち災害を受けた事業用 施設の復旧を図るもので あつて、知事が別に定め る基準に適合するもの	以 内
別表第一に掲げる事業の うち事業用施設に使用さ れている石綿による健康 被害等の防止を図るもの であつて、知事が別に定 める基準に適合するもの	整備資金の百分 の九十以内	整備資金の百分 の九十以内
	無利子	無利子
	二十年以内（ 三年以内）	二十年以内（ 三年以内）

に係る貸付け（無理子貸

以内

事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る資金の貸付けであつて、知事が

## 別に定めるもの

六 別表第一の七の項又は一二の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

七 別表第一の一の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

八 別表第一の五の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

九 別表第一の八の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第四項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け  
一〇 ①同第一つ一つの頂に属する事業のうち、同一組合上同一項目の認定を受けた電子

○別表第一の六の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第五項の認定を受けた通  
鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて知事が別に定めるもの

一二 別表第一の四の項、五の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、七の項、一〇の項、一一の項又は一二の項に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する認定協力会員

道に開拓する活動（平成十七年法律第百一十五号）第五条第二項に規定する記念品販賣事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第八条第二項に規定する承認高度化等計画、同法第十条第二項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第二十四条第一項に規定する承認進出計画、同法第二十六条第二項に規定する承認高度化等円

滑化計画、同法第二十四条第一項に規定する承認進出計画又は同法第二十六条第一項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

一四 別表第一の七の項、八の項又は一一の項に掲げる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律（平成十年法律第九十

二号。以下「中心市街地活性化法」という。) 第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

は二の項に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第二十一条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付け

一六 別表第一の一の項又は五の項から一の項までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十一条第二項に規定する

承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定めるもの

一七 別表第一の二の項に掲げる事業に係る資金の貸付け

一八 別表第一の三の項、五の項から九の項まで又は一一の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第二百四十五号）第七条第二項に規定する承認振興事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該事業に参加する事業者のうち、七十パーセント以上が承認振興事業計画に記載された中小企業者である場合における貸付け

別表第三から別表第十までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成18年7月5日 水曜日

福岡県公報

第2554号 増刊①

10